

事務連絡
平成24年12月27日

各 〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置
特 別 区 〕 医療主管課

厚生労働省医政局指導課

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に陽電子-MRI
複合装置を備えた場合の安全確保並びに放射線防護に関し、
関係学会等が作成するガイドラインについて

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成16
年8月1日医政発第0801001号厚生労働省医政局長通知。）第2の8に
おいて、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用の場所等の制限」
に関する規定を置いているが、今般、新たな医療技術への対応を図る
ため、磁気共鳴画像診断装置に陽電子放射断層撮影装置が付加され一
体となったものの使用場所に関する規定を新たに設け、当該通知の一
部を改正した。

当該通知改正において、新たに「陽電子断層撮影診療用放射性同位元
素使用室に陽電子-MRI複合装置を備えた場合の安全確保並びに放射
線防護に関しては、関係学会等団体の作成するガイドラインを参考に
行うこと。」と記載しているが、当該ガイドラインについては、以下の
資料を参照することをお願いする。

日本医学放射線学会 FDG PET/MRI 診療ガイドライン 2012 Ver1.0

P.85 ~ (5) PET/MRI複合装置の使用に関連する安全管理

89

<http://www.radiology.jp/uploads/photos/1101.pdf>